

官衆議院会議録

号外 昭和二十三年十一月二十八日

○國三回衆議院会議録第二十二号

昭和二十三年十一月二十七日(土曜日)

●本日の会議に付した事件

國家公務員法の改正と新給與追加

予算との関係に関する決議案

○副議長(田中萬逸君) これより会議を開きます。

総理大臣は要務のため出席できないとのことであります。

右決議する。

午後一時開議

第一 平和會議促進懇請に関する決議案(廣川弘禪君外四名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 不當財産取引調査特別委員会における調査の中間報告

第三 引揚同胞対策審議会設置法案(廣川弘禪君外四名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第四 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求事件)

第五 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求事件)

第六 善産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求事件)

第七 家畜市場法を廃止する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求事件)

第八 地方財政委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求事件)

第九 日程第二 不當財産取引調査特別委員会における調査の中間報告

●本日の会議に付した事件

國家公務員法の改正と新給與追加

予算との関係に関する決議案

○副議長(田中萬逸君) これより会議を開きます。

総理大臣は要務のため出席できないとのことであります。

右決議する。

國家公務員法の改正と新給與追加

予算との関係に関する決議案

本院は、國家公務員法の審議にあたり、マッカーサー元帥の書翰にも

明瞭に指摘されている通り、國の公務員法の改正とともに官公吏

は、公務員法審議遲延の責任は野党側

に明確に指摘されています。

申入れをして来た。さらに首相声明

によると、「この法律は、國の公務員法の改正と新給與追加

に対する強硬な態度によるものであります。

て公務員を正しく委に置くためには、公務員の生活に不安があつてはならぬ。官公吏の生活保護をこの法案の制定とともにかかるのである」という意味の談話も発表されてゐるのであります。されば、前内閣においては「公務員法の改正並行して新給與ベースの決定を急ぎ、今国会が開かれるならば双方並行して提出する」を準備を進めておつた。しかるに、政変によつてそのあとを受継いだ吉田内閣は、意外にも公務員法だけをこの国会に出して来て、いまだに新給與ベースの決定並びにこれに伴う追加予算の提出を怠つてゐるのは、まさにマッカーサー専間に對する背反行為と言わなければならぬ。(拍手)

諸君、マッカーサー専間に對する背反行為の説明でみましても、公務員法と官公吏の新給與を切離すことのできないことは明らかである。しかし私が指摘したい点は、それだけではない。マッカーサー元帥が、法律を改正しなければならないゆえんと、改正すべき要點を説けば十分であるにかかわらず、何ゆえ専門の重要な結論括りにおいて官公吏の待遇改善を強調したかといふ、専門底に流れる思想をわれへばくみとらなければならぬのであります。(拍手)

今回の公務員法改正に対する是非論議は別といたしまして、これを世界的な視野から見ますれば、各國に比しは間違ひがないのであります。基本的人権を擁護し、労働者の解放を與えたマッカーサー元帥が、官公吏の組合活動、政治活動に対し制限を加えられたことは、公共の福祉に奉仕する者の特徴を認めての措置とは思ひます。が、さらにそれよりも日本再建の立場を重しとし、経済復興を大なりとしかつた。しかるに、政變によつてその終後以来の極左運動に対する是正のため、終局においては労働運動の健全化を希求するための緊急措置であるとされる立場と体面を保持するために十分なる待遇が官吏に與えられなければならぬ。この労働者への深き理解があふれてゐるということを見のがして、開催諸君は、ここに思いをいたさなければならぬ。

しかし、施政方針演説も行なわず、追加予算も提出せず、公務員法と給與の予算は切り離してもよいのだ、可分のものであるという、驚くべき演説を押すに至つては、まさにマッカーサーの如きが専門底に流れる思想の面白を蹂躪し、國民を矇蔽するもの、これよりはなはだしきはない。されば(拍手)この非立憲、横車の態度は、断じて許すべからざる措置であります。

大体、この予算案といふものは、なぜ國会に委を現わさないのでありますか。はなはだもつて不可解千方百の皆様が、國の運営に對する心配がある。これは、まさに國民に対するところの心構えに対し、いささか敬意を表す。ところが、今回のごときは、公共の福祉に奉仕する者の特徴を認めての措置とは思ひます。が、さらにそれよりも日本再建の立場を重しとし、経済復興を大なりとしかつた。しかるに、政變によつてその終後以来の極左運動に対する是正のため、終局においては労働運動の健全化を希求するための緊急措置であるとされる立場と体面を保持するために十分なる待遇が官吏に與えられなければならぬ。この労働者への深き理解があふれてゐるということを見のがして、開催諸君は、ここに思いをいたさなければならぬ。

しかし、施政方針演説も行なわず、追加予算も提出せず、公務員法と給與の予算は切り離してもよいのだ、可分のものであるという、驚くべき演説を押すに至つては、まさにマッカーサーの如きが専門底に流れる思想の面白を蹂躪し、國民を矇蔽するもの、これよりはなはだしきはない。されば(拍手)この非立憲、横車の態度は、断じて許すべからざる措置であります。

大体、この予算案といふものは、なぜ國会に委を現わさないのでありますか。はなはだもつて不可解千方百の皆様が、國の運営に對する心配がある。これは、まさに國民に対するところの心構えに対し、いささか敬意を表す。ところが、今回のごときは、公共の福祉に奉仕する者の特徴を認めての措置とは思ひます。が、さらにそれよりも日本再建の立場を重しとし、経済復興を大なりとしかつた。しかるに、政變によつてその終後以来の極左運動に対する是正のため、終局においては労働運動の健全化を希求するための緊急措置であるとされる立場と体面を保持するために十分なる待遇が官吏に與えられなければならぬ。この労働者への深き理解があふれてゐるということを見のがして、開催諸君は、ここに思いをいたさなければならぬ。

しかし、施政方針演説も行なわず、追加予算も提出せず、公務員法と給與の予算は切り離してもよいのだ、可分のものであるという、驚くべき演説を押すに至つては、まさにマッカーサーの如きが専門底に流れる思想の面白を蹂躪し、國民を矇蔽するもの、これよりはなはだしきはない。されば(拍手)この非立憲、横車の態度は、断じて許すべからざる措置であります。

大体、この予算案といふものは、なぜ國会に委を現わさないのでありますか。はなはだもつて不可解千方百の皆様が、國の運営に對する心配がある。これは、まさに國民に対するところの心構えに対し、いささか敬意を表す。ところが、今回のごときは、公共の福祉に奉仕する者の特徴を認めての措置とは思ひます。が、さらにそれよりも日本再建の立場を重しとし、経済復興を大なりとしかつた。しかるに、政變によつてその終後以来の極左運動に対する是正のため、終局においては労働運動の健全化を希求するための緊急措置であるとされる立場と体面を保持するために十分なる待遇が官吏に與えられなければならぬ。この労働者への深き理解があふれてゐるということを見のがして、開催諸君は、ここに思いをいたさなければならぬ。

先づ民主自由党の代表者は……。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中萬造君) 謹實に願いま

す。

引高税は政府ではできないから、民自

主の方で政策をお立てになつて、三月

一日から三十六億だけは削ろうとい

う、まことにインチキ引きまる案を出

したが、これもどうやら今国会には頼

み出しそうもない。料理屋、飲食店の

再開はどうだ。料理屋、飲食店の再開

は当分だめだ。酒の増税も大幅には承

きません。現菜官廳の人員は整理しな

いと、小澤源輔大臣が——その辺にい

るかもしれないが、言つてはいる。運

賃、通信料は値上げしないと言つてお

つたが、一番最近のニュースでは、東

山大蔵大臣なるものは、談話で、やむ

を得ないといふことを言つてお

てきた。諸君、もしこれが眞に予算の

上において現われたあつかきには、こ

れは公約不履行という程度ではなくし

て、まさに政治的詐欺だ。天下の公党

の面目はどこにある。

民自党が毎日まで得ておつたところ

の一部の反動的人氣といふものは、実

は実行不可能の政策、功利的政策のた

まものであります。一部階層の射撃心

とエゴイズムに投せんとしたものであ

ることは明らかである。その正体が近

く國民の前にさらされることは火を見

るよりも明瞭であるため、かくは公務

員法と給與は可分でもいいのだといふ

ような強弁をして、周囲を糊塗せんと

しているものであることは明らかであ

る、これが非難されても、弁解の余地は

なかろうと私は考へるのであります。(拍手)

大藏大臣は今いなけれども、泉山議場にユーモラスな色彩を添えているが、一体いかなる方針で予算を編成し

ようとしているのか、われくが、この間からいろいろ質問で聞いてみても、その答弁は捕捉するに苦しむところがある。仄聞するに、新給與ベースに対する基本的な方針さえまだきまつてない。これでは、一体追加予算はいつらちがあくものでありましようか。諸君、金融三原則を提示された経済難局の新しい段階は、一貫せる卓抜ユーモラスな雰囲氣やよし。さりながら、國家財政の今日の重責は、泉山財政今日の姿をもつて、はたして対処し得るものなりやいなや。識者をして單に答弁の漫画的風景、カリカチュア的風景に徳苦笑させる以外に実質的な包負なしとせば、私は國民とともに深く憂えざるを得ない。(拍手)

結論として、公務員法と新給與予算

は、元來同時に提出すべきものであつたのであります。不幸にして、労働政策に理解なく、総合的經濟政策に能力なき吉田内閣によつて、このことは、もは不可能の段階に達してまつたのであります。従つて、今日言ふることは、

本決議案が大多数をもつて今国会を通過すれば、昨日通過した、參議院の緊急集会における追加予算の審議は遠慮なりとする院議によつて、もはや政府に残された道は、みずから独断的な手続で召集した第四回國会において官公吏の給與予算を提出する以外に、逃げ道はなくなつてまつたのであります。

吉田内閣は、組閣以來、解散々々ばかりを叫んで、遂にこのどたんぱに来て、みずからまた種を刈らなければならぬために陥つた。國家と思う民自覚の眞面目な諸君の中には、この段階に及んで、吉田首相の時代錯誤の施政と、その封建的な、殿様的な姿に対する、反省的な、空氣が醸釀して來たと言ふ。(拍手)

われく野党は、公務員法を連日真剣に審議をいたしております。その早急通達をはかつておるのであります。政府の出席や答弁の状態が、今日まで審議を遅延せしめた最大の原因であることは、事実に徴しても明らかであります。(拍手)私は、遅延の責任はあげて政府側にあることをもつて、二十三日の首相声明をあらためて返上いたしましたと考へるのであります。(拍手)

本決議案は、
○倉石忠雄君 私は、ただいま上程せられました決議案に対して、民主自由党を代表いたしまして反対の意思を表明せんとするものであります。
申すまでもなく、公務員法の改正は、連合國最高司令官の勧告に基き、わが國の現状に顧みて、國家公務員の労働運動に対するあり方を法文の上に表わさんとするものであります。先般來、人事委員会における質疑應答を拜聴いたしましたれば、公務員に対する給與待遇を不当に彈圧するものなるがゆえに、その代償として賃金ベースを引き上げることを並行的に行はべきものである、と論ぜらるる向きもあるのであります。しかしながら、私どもは、公務員法改正をもつて公務員の労働運動に対する抑圧なりと断定する御意見に

本院は、國家公務員法の審議にあたり、マツカーサー元帥の書翰にも明瞭に指摘されている通り、國家公務員法の改正とともに官公吏の公

正なる新給與を含む追加予算案を提出すべきものであつて、その関係は一体不可分のものと認める。

何ぞと溝場の御賛成を希望いたしましたと溝場の御賛成を希望いたしました。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 討論の通告があります。これを許します。倉石忠雄君。

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君 私は、ただいま上程せられました決議案に対して、民主自由党を代表いたしまして反対の意思を表明せんとするものであります。

申すまでもなく、公務員法の改正は、連合國最高司令官の勧告に基き、わが國の現状に顧みて、國家公務員の労働運動に対するあり方を法文の上に表わさんとするものであります。先般來、人事委員会における質疑應答を拜聴いたしましたれば、公務員に対する給與待遇を不当に弾圧するものなるがゆえに、その代償として賃金ベースを引き上げることを並行的に行はべきものである、と論ぜらるる向きもあるのであります。

本院は、國家公務員法の審議にあたり、マツカーサー元帥の書翰にも明瞭に指摘されている通り、國家公務員法の改正とともに官公吏の公

公務員の争議行為は明らかに制約をえられておるにもかかわらず、きわめて非合法的な争議行為がしばしば行われ、かくのごとくしては、とうてい日本再建を期し得られずとして、マツカーサー元帥の書簡が政府に対して発せられたのであります。(拍手)この書簡に基き前内閣によつて立案せられました本法案の趣旨に対して、われわれは國家的見地から全面的に賛意を表せざるを得ないものであります。

しかして、ただいま川崎君は、この改正案と同時に給與予算を國会に提出すべしと論ぜられるのであります。されば、何ゆえに同時的にこれを審議せねばならぬか、われくは了解に苦しむであります。(拍手)もし吉田内閣が、今まで繼續してこの第三回國会に臨んでおられましたならば、継続いたされたる内閣として、当然予算に対する諸準備をせられ得たでありますよ。しかししながら吉田内閣は、不祥事件のためにその責を負うて辞職せられた。(拍手)その後を受けたる新内閣は、まず緊急を要する公務員法改正案を國会に提出し、かかる後に、政変直後のみやかに給與予算案を決定して本國会に提出せられんことを希望いたすのであります。公務員法改正案のごとく同時に審議を要求せられることは、まったく無意味にして、絶対に賛意を表することができないのです。

野黨の諸君の言われるごとく、公務員に義務をのみ要求して待遇の問題を同時に決定せざることを攻撃せられたらば、吉田内閣当時、政令第二百一号をもつて断固として公務員の労働運動を取締られたあの当時に、何ゆえ申すまでもなく、現行法においても

申すまでもなく、公務員法改正といふ法的措置は静的なものであり、予算編成ということは動的なものであります。公務員法が改正せられるとせざるにかかわらず、予算案は、その

申すまでもなく、公務員法改正といふ法的措置は静的なものであり、予算編成ということは動的なものであります。公務員法が改正せられるとせざるにかかわらず、予算案は、その

申すまでもなく、公務員法改正といふ法的措置は静的なものであり、予算編成ということは動的なものであります。公務員法が改正せられるとせざるにかかわらず、予算案は、その

申すまでもなく、公務員法改正といふ法的措置は静的なものであり、予算編成

に同時に給與ベースを決定する措置をとらなかつたのでありますか、私は反問いたしたいのです。

これを要するに、本決議案のごときは、現下の政局のもとにおいて、いたずらに事を構えて重要法案の審議を妨害せんとする反問苦肉の策にして、かくのごとき小策を弄せらる野党諸君の良心に訴え、その猛省を促して、私の結論といたす次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 成田知巳君。
〔成田知巳君登壇〕

○成田知巳君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました國家公務員法の改正と新給與追加予算は不可分たるべしとの決議案に対しまして、全面的に賛成の意見を表すものでございます。(拍手)

國家公務員法の改正と新給與ベースの確立が一体不可分のものであること

は、少しでも政治常識を有する者にとっては、少しだけもいれる余地のない

明々白々の事実でありまして、かかる

当然のことが、國民代表の府たる本國

会において、事新しく決議案として上

程され、再確認されなければならない

ということは、國会の権威のために、まことに残念に存するものであります。(拍手) いわんや、本決議案に対しまして、民主自由党的代表として反対意見が開陳されるにおいては、はたして

民主自由党的諸君は正氣なりやいなやでありまして、私たちを納得せしめる

を疑うものであります。(拍手)

マツカーサー元帥の書簡を援用する

までもなく、今回の國家公務員法の改

正は、憲法で保障された國民の基本

的人権を、國家公務員という特殊の身

分のために、公共の福祉擁護のため

に、やむを得ず制限せんとするもので

あつて、あくまでこれは例外的異例

にとては、まさに死活の問題であります。従つて、その制限

は、公共の福祉のために必要な最小

限度にとどむべきはもちろんであります

が、これを制限せんとする場合におきましても、政府としては、あくまで

同時的に、労働者が憲法に保障された

人たるに値する生活を営み得るよう

に、周到なる配慮をめぐらすべき重大

なる責任を有しておられます。

そのため最後の武器でありますところ

の罷業権その他の團体行動をとること

をあえて必要としない程度に、政府は

公務員の福祉並びに利益のために十分なる保護の手段を講ずることが、公務員法改正の不可欠の前提條件であることを、忘れてはならないのであります。(拍手) 吉田首相は、在野時代、いわく取引の高税率の即時撤廃、いわく供出後の食糧の自由販賣等のから手形を濫發いたしました、現在そのすべてが債務不履行の状態にあるのであります。今や、緊急を要する災害復旧を不可能なままで、吉田首相は、口を開けばば解散を主張されるのであります。これが許可いたします。(拍手) 内閣より発言を求められておりまます。これを許可いたします。厚生大臣の起立を求めます。

○副議長(田中萬逸君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手) ○副議長(田中萬逸君) これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕
○副議長(田中萬逸君) 起立多數。よつて本案は可決いたしました。(拍手) 内閣より発言を求められております。これを許可いたします。厚生大臣の起立を求めます。

○副議長(田中萬逸君) 起立多數。よつて本案は可決いたしました。(拍手) 内閣より発言を求められておりまます。これを許可いたします。厚生大臣の起立を求めます。

〔國務大臣林謙治君登壇〕

○國務大臣(林謙治君) 國家公務員法の改正と給與の問題につきましては、

政府におきましては、これは不可分の

ものでないといふことの考え方をもつておることは、幾たびか本会議並びに委員会において御承認のことであらうと

考えます。しかしながら、公務員の福

祉保護の手段については、もちろん、

吉田首相は、二十四日の記者團との

会見におきまして、野党は公務員法改

正に対し消極的態度を示しておる、

これはマツカーサー元帥書簡に対する

スが低きに過ぎることは認めておられ

えども、現給與三千七百九十一円ペー

スが低きに過ぎることは認めておられ

るはずであります。これが改善は緊

急を要する現実の問題であり、公務員

にとつては、まさに死活の問題であります。従つて、もし吉田首相にして、

眞に公務員の生活に対しまして、あたたかき一片の同情心を有するならば、

たかき一片の同情心を有するならば、

府に要求いたしておるのであります。

公務員法改正と不可分の関係にありま

らない問題でござります。しかも公

務員法改正案は、首相の希望されま

なくとも、すでに取上げていなければ

ならない問題でござります。しかも公

務員法改正と不可分の関係にありま

らない問題でござります。しかも公

際総理の御所存を承つておきたいのであります。

以上述べた災害対策、新給與ベース並びに施政方針演説等につきましては、いざれも最高の権威を保有する院議をもつて政府に要求いたしておるのありますが、今日に至るも政府から何ら誠意ある具体的意思の表明に接しないことは、院議を無視するものといたしまして、國会の権威のためかわめて遺憾に存するのであります。さらに関する決議案及び公務員法改正と新給與不可分に関する決議案等が可決されたのであります。私は、この機会に、みずから本院に議席を有しておられる総理の、院議に対する定義の觀念を伺つておきたいと思うのであります。

次に、國会が政府から、前後三回にわたり、公務員法の審議期間についてきわめて強い意味の申入れを受けて参つた問題であります。すなわち、その第一回は、これが審議期間を十日間に限定しようとして、國会から拒否されたのであります。第二回目は、去る十一日、これを十五日までに議了されたいと申し入れて、受け入れられず、去る二十四日には、二十七日にこれが審議を完了されたいと、三たび強引に申し入れて參つたのであります。政府は、何ゆえに、きわめであいまいなる理由をもつて、國会に対し、かくも執拗に、

國会が持つ正当なる審議の自由に挑戦して参つたのでありますか。

われくは、公務員法改正の重要性にかんがみ、何ものにも拘束されず、力いたして参つたのであります。政府が眞に公務員法の早期議了を望まれるならば、これが基本をなす、施政演説や、これと不可分につながつて新給與ベースを、なぜ早く出されなかつたか。さらに國務大臣は、委員会等になぜ熱心に出席をされなかつたか。かくのごとく、これが審議の過程において政府のとつて参りました一連の行動と態度それ自体が、不必要な時間を空費する最も大きな要素となつておつたのであります。しかしに、國会の眞剣なる努力と國会の権威を無視し、政府與党の選挙対策に基く一方的意図によつて、再三國会の審議権を拘束せんとするがごとき不遜なる言動を弄して來たことは、まさに議事引延しの責任を負ふべきだ。もろノの疑惑事件の進展からはなかろうと存ずるのであります。わ

くが、われくは、あくまでこの特別國會は、公務員法と不可分の関係にあることと確信いたしておるのであります。もちろんわれくは、その理由、六法案の審議成立を至上の使命とする國会独自の権威の上に立つて、慎重かつ全力を傾けてこれが審議の促進に努力いたして参つたのであります。政府が眞に公務員法の早期議了を望まれるならば、これが基本をなす、施政演説や、これと不可分につながつて新給與ベースを、なぜ早く出されなかつたか。さらに國務大臣は、委員会等になぜ熱心に出席をされなかつたか。かくのごとく、これが審議の過程において政府のとつて参りました一連の行動と態度それ自体が、不必要な時間を空費する最も大きな要素となつておつたのであります。しかしに、國会の眞剣なる努力と國会の権威を無視し、政府

の断行に置いておられるようであるが、われくは、あくまでこの特別國會は、公務員法と不可分の関係にあることと確信いたしておるのであります。

六法案の審議成立を至上の使命とする國会独自の権威の上に立つて、慎重かつ全力を傾けてこれが審議の促進に努力いたして参つたのであります。政府が眞に公務員法の早期議了を望まれるならば、これが基本をなす、施政演説や、これと不可分につながつて新給與ベースを、なぜ早く出されなかつたか。さらに國務大臣は、委員会等になぜ熱心に出席をされなかつたか。かくのごとく、これが審議の過程において政府のとつて参りました一連の行動と態度それ自体が、不必要な時間を空費する最も大きな要素となつておつたのであります。しかしに、國会の眞剣なる努力と國会の権威を無視し、政府

なかつたり、加えて……。

○副議長(田中萬逸君) 時間が迫つております。

○多賀安郎君(続) 不必要に解散を呼んでおきます。解散の結果を招いておるのであります。

件を促す次第であります。この点に

関し、吉田総理はいかなるお考えを持っておられるか、明確なる御所信を伺いたいのであります。

最後に、去る十八日の民自党秘密役事引延しを推進して、政府與党を不利に導く結果を招いておるのであります。

しかも総理は、過ぐる首班指名の白票を不信任であると解釈し、これを解散の理由として言明いたしておられる。ようでありますが、しかば吉田内閣は、なぜ成立直後に解散しなかつたのか。内閣が、解散せずして十日以上存在しておることは、明らかに憲法六十九條に違反しておると思うが、しかりとすれば……。

〔定足数を欠いている〕と呼び、○副議長(田中萬逸君) 叶山君、離席して何事か發言する者多く、議場騒然。○副議長(田中萬逸君) 叶山君、静肅を命じます。

〔發言する者多く、議場騒然〕

○副議長(田中萬逸君) 叶山君、退場を命じます。——執行を命じます。

○多賀安郎君(続) もし、しかりとす。

〔國務大臣林謙治君登壇〕

○國務大臣(林謙治君) お答えいたしました。

施政方針の問題につきましては、幾たびか申し上げてあります通りに、公務員法の通過いたした後にいたす考え方でありますから、吉田内閣に残された唯一の血路は、総辞職の道以外にはないであります。この際総理に御善

と言われるような、そりを招かない
ようにいたしたいと考えております。

なお、院議の問題についてのお話で
あります。決してわれわれは院議を
おろそかにいたしておりません。政府

は、鋭意尊重いたしまして、その運び
に努力をいたしたいと考えておるわけ
であります。

なお解散の問題であります。この
たび何ゆえに解散をしないか、こうい
うよな御質問でありますけれども、
この公務員法を通過させるということは、
が第一の問題であると、この議会を考
えておりましたので、私どもは、そのた
は、大蔵省管の方からお答えを願うこ
とにいたしました。(拍手)

○政府委員塙田十一郎君登壇
りまして、大蔵省管の問題につき多
賀議員に御答弁申し上げます。

まず第一点、災害復旧予算につきま
しては、その緊急性にかんがみ、極力
すみやかに予算上の措置を講すべく、
目下鋭意努力中でございます。

第二に給與予算につきましては、一
層その緊急性をよく承知しております
ので、この國会に提出できることと
を目標にいたしまして、目下鋭意準備
を進めております。

○今村忠助君 日程第一は延期とし、
日程第二はあとまわしとされることを
望みます。

○副議長(田中萬逸君) 今村君の動議
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと
認めます。よつて日程第一は延期する
ことに決し、日程第二はあとまわしと
することに決しました。

第三 引揚同胞対策審議会設置法
の一部を改正する法律案(参議
院提出)

(委員会審査省略要求事件)
○副議長(田中萬逸君) 日程第三は参
議院より委員会審査省略の申出があり
ます。右申出の通り決するに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと
認めます。

日程第三、引揚同胞対策審議会設置
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

引揚同胞対策審議会設置法の一部
を改正する法律案

法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

引揚同胞対策審議会設置法の一
部を改正する法律案

引揚同胞対策審議会設置法の一部
を改正する法律案

第三條 審議会は、会長一人及び委
員二十人以内でこれを組織する。

2 特別の事項を調査審議するため
必要があるときは、臨時委員十人
以内を置くことができる。

3 会長は、厚生大臣を以て、これ
を充てる。

4 委員は、関係各省の次官、經濟
安定本部副長官、引揚援護廳長官
及び厚生大臣の認める引揚團体の
代表者、その他学識経験ある者の
中から、内閣總理大臣がこれを命
ずる。

5 臨時委員は、関係各廳の官吏及
び學識経験ある者の中から、内閣
總理大臣がこれを命ずる。

附 則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

引揚同胞対策審議会設置法の一部
を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年十一月二十六日
(參議院議長 松平 恒雄)

戸籍手数料の額を定める法律の一
部を改正する法律案

一部を改正する法律案

戸籍手数料の額を定める法律(昭
和二十三年法律第五十一号)の一部
を次のようにより改訂する。

第二條、第三條並びに第四條第一
項及び第二項中「五円」を「十二円」に
改める。

附 則
この法律は、公布の日から起算し
て十五日を経過した日から、施行す
る。

引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十
三年法律第二百十二号)の一部を次
のように改訂する。

第三條 審議会は、会長一人及び委
員二十人以内でこれを組織する法律の一部を改正する法律案 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案

第四 戸籍手数料の額を定める法律の一部
を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決
した。よつて國会法第八十三條によ
りここに送付する。

昭和二十三年十一月十七日
(參議院議長 松平 恒雄)

戸籍手数料の額を定める法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)
下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)

戸籍手数料の額を定める法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)
下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

第三回

名 称	所 在 地
東京家庭裁判所	東京都
横濱家庭裁判所	横濱市
浦和家庭裁判所	浦和市
千葉家庭裁判所	千葉市
水戸家庭裁判所	水戸市
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市
前橋家庭裁判所	前橋市
静岡家庭裁判所	静岡市
甲府家庭裁判所	甲府市
長野家庭裁判所	長野市
新潟家庭裁判所	新潟市
大津家庭裁判所	大津市
和歌山家庭裁判所	和歌山市
名古屋家庭裁判所	名古屋市
津市	津市
岐阜市	岐阜市
福井市	福井市
金澤市	金澤市
富山市	富山市
廣島市	廣島市
山口市	山口市
岡山市	岡山市
鳥取市	鳥取市
松江市	松江市
佐賀市	佐賀市
長崎市	長崎市
大分市	大分市
熊本市	熊本市
鹿児島市	鹿児島市
宮崎市	宮崎市

仙臺家庭裁判所	福島市
福島家庭裁判所	山形市
山形家庭裁判所	盛岡市
盛岡家庭裁判所	秋田市
秋田家庭裁判所	青森市
青森家庭裁判所	札幌市
札幌家庭裁判所	函館市
函館家庭裁判所	旭川市
旭川家庭裁判所	釧路市
釧路家庭裁判所	高松市
高松家庭裁判所	徳島市
徳島家庭裁判所	高知市
高知家庭裁判所	松山市
松山家庭裁判所	高知市
高知市	高知市
高知市	高知市

別表第四表名称の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木今市簡易裁判所」に、「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、「中川簡易裁判所」を「愛知中村簡易裁判所」に、「一関簡易裁判所」を「一関簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都北多摩郡武藏野町」を「東京都武藏野市」に、「栃木縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」を「太田市」に、「静岡縣富士郡吉原町」を、「吉原市」に、「静岡縣志太郡島田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田町」に、「大坂府三島郡茨木町」を「茨木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」を「枚方市」に、「大坂府泉南郡佐野町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城郡高田町」を「大和高田市」に、「名古屋市中区」を「名古屋市中村区」に、「福井縣南條郡武生町」を「武生市」に、「岩手縣西磐井郡一關町」を「一關市」に、「北海道留萌郡留萌町」を「留萌市」に改める。

別表第五表地方裁判所の欄中「地方裁判所」を「ひ家庭裁判所」に、同表豊島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板橋区」を「板橋区練馬区」に改め、同表武藏野簡易裁判所の項を次のように改める。

東京都の内	武藏野
北多摩郡の内	
町	武藏野市
町	三鷹町 小金井町 田無町 東村山町 溝瀬村 久留米村 保谷町 小平

同表横濱南簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯子区」を「磯子区 金澤区」に改め、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌倉区」を「鎌倉区練馬区」に改め、同表武藏野簡易裁判所の項を次のように改める。

藤澤	神奈川縣の内
小出村	寒川町 御所見村 有馬村 大和町 海老名町 綾瀬町 鎌谷町
高座郡の内	藤澤市 茅ヶ崎市
同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「相模原町」を「相模原町 座間町」に改め、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「(長井町を除く)」及び同表三崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「横須賀市長井町」を削り、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。	
埼玉縣の内	
北足立郡の内	
土合村 美能村 戸田町 藤町 與野町 大久保村 志木町 內間木村	
宗岡村 水谷村 大和田町 朝霞町 大和町 片山村	
川越市	
入間郡の内	
坂戸町 山田村 三芳野村 芳野村 古谷村 大東村 南古谷村 奥富村	
福原村 高階村 大井村 鶴瀬村 南畠村 福岡村 名細村 霞ヶ関村	
柏原村 横山村 鶴ヶ島村 所澤町 豊岡町 入間川町 三芳村 堀兼村	
入間村 三ヶ島村 柳瀬村 東金子村 金子村 藤澤村 宮寺村 元狹山	
比企郡の内	
中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 八ツ保村 小見野村	
同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 八ツ保村 小見	
野村」及び同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父郡の内」を削り、同表茨城太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山方村」を「山方町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「都和村」及び「吉沼村 高道祖村」を削り、同表下妻簡易裁判所の項を次のように改める。	
茨城縣の内	
猿島郡の内	
下妻町 川西村 上妻村 大寶村 謙波ノ江村	
結城郡の内	
石下町 下結城村 安靜村 大形村 岡田村 飯沼村 西豊田村 豊加美	
村 總上村 宗道村 豊銅村 豊田村 玉村 水海道町 大花羽村 五箇	
村 三妻村 大生村 菅原村 豊岡村	
筑波郡の内	

谷原村 十和村 吉沼村 高道祖村
北相馬郡の内
小綱村 内守谷村 坂手村 蒲生村
同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項を次のように改める。
栃木縣の内
上都賀郡の内
今市町 日光町 落合村
栃木市
河内郡の内
鹽谷郡の内
鹽谷村 大澤村
栗山村 藤原町 三依村
群馬縣の内
同表群馬太田簡易裁判所、熱海簡易裁判所、吉原簡易裁判所、島田簡易裁判所及び濱松簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。
太田
田
太田市 新田郡の内
新田市 薩摩村 蔵塚本町 木崎町 尾島町 生品村 強戸村
田方郡の内
山田郡の内
毛里田村 矢場川村 休泊村
静岡縣の内
熱海
吉原
島田 静岡縣の内
島田市 志太郡 橋原郡
吉原市 富士宮市 富士郡
濱松 濱松市 豊田市 濱名郡
静岡縣の内
掛塚町 今井村 三川村 廣瀬村 岩田村 富岡村 池田村 井上村
磐田郡の内
十

東垂水町 舞子町 西垂水町 多聞町 名谷町 鹽屋町 下畠町

美濃郡

同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本庄村」を「本庄村 喬尾村」に改め、同表尼崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内 喬尾村」を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫縣の内
明石市 明石郡
神戸市の内
垂水区の内

同表吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「福地村 下吉田町 明見村」を「下吉田町 富士上吉田町 明見町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「永明村」を「ちの町」に、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「片貝村」を「片貝町」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「巽村」を「巽町」に、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂美村 箕面町 蒜野村」を「箕面村」に改め、同表茨木簡易裁判所、布施簡易裁判所、枚方簡易裁判所、岸和田簡易裁判所及び佐野簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

大阪府の内

茨木市 高槻市

三島郡の内

富田町 三宅村 安威村 福井村 玉島村 豊川村 石河村 見山村 清

茨木 木

茨木市 高槻市

三島郡の内

布施市 八尾市
中河内郡の内
牧原町 盾津町 玉川町 高安村 南高安村 孔舎衝村 大戸村 繩手町
三郷郷村 英田村 曙川村 若江村

枚方 木

枚方市 守口市 北河内郡

大阪府の内

岸和田市 泉大津市 貝塚市

岸 和 田

泉州の内
和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村 横山

佐 野

大阪府の内
泉佐野市 泉南郡

同表峯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「與謝郡の内 野間村」を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫縣の内

生田区 兵庫区 長田区 須磨区
垂水区の内

神 戸

同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北葛城郡」を「大和高田市 北葛城郡」に、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を「由良町」に改め、同表中川簡易裁判所の項を次のように改める。

愛知 中 村

伊川谷町 横谷町 押部谷町 玉津町 平野町 神出町 岩岡町

愛知縣の内
名古屋市の内
中村区 中川区 港区

同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市 碧海郡」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村 島津村 鵜倉村 中島村」に改め、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉津村 島津村 鵜倉村 中島村」及び同表鶴来簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。

富山県の内
東礪波郡の内

出町 油田村 南般若村 東般若村 梅檀野村 般若村 柳瀬村 太田村
庄下村 五鹿尾村 東野尻村 中野村 雄神村 梅檀山村 種田村 福野
町 山野村 井波町 青島村 利賀村 東山見村 南山見村 高瀬村 林
村 腹柄村 西礪波郡の内
是戸村 高波村

同表吳簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈島村 向村」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「津之郷村 潤戸村」を削り、「山南村」を「山南村 横島村 田島村」に改め、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三浦村」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「水呑村」を「水呑町 津之郷村 潤戸村」に改め、「横島村 田島村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「鑄錢司村」を「鑄錢司村 阿知須町」に改め、同表岡山簡易裁判所、玉野簡易裁判所、玉島簡易裁判所、倉敷簡易裁判所、笠岡簡易裁判所、高梁簡易裁判所、津山簡易裁判所、林野簡易裁判所

及び鳥取簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

岡山縣の内
吉備郡の内

岡山市 御津郡 赤磐郡 上道郡

福谷村

岩田村 日近村 大井村 足守町 阿曾村 生石村 服部村 高

都窪郡の内

加茂村 吉備町 妹尾町 福田村 庄村

兒島郡の内
興除村 藤田村

岡山縣の内
兒島市

玉野市 児島市

兒島郡の内
藤戸町 郷内村 琴浦町 瀬崎村 粟江村 莊内村 胸上村 山田村 甲

浦村 八瀬町 小串村 錐立村

岡山縣の内
淺口郡の内

玉島町 長尾町 船穂町 富田村 黒崎村 金光町 寄島町 六條院町

里庄村 鴨方町

吉備郡の内
吳妹村

穗井田村

岡山縣の内
都窪郡の内
早島町 茶屋町 常盤村 豊洲村 帯江村 中庄村 山手村 清音村

須村 蒼生村

兒島郡の内
福田町

淺口郡の内
連島町 西阿知町

吉備郡の内
岡山縣の内
小田郡の内

池田村 秦村 二万村 岡田村 川邊村 神在村 蘭村 久代村

總社町 箕田村 新本村

岡山縣の内
小田郡の内

笠岡	笠岡町 金浦町 城見村 深山村 大井村 吉田村 新山村 今井村 神
高梁	岡山縣の内 上房郡 川上郡 吉備郡の内 日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村
津山	岡山縣の内 津市 苛田郡 久米郡 勝田郡の内 河邊村 大崎村 勝加茂村 新野村 廣戸村 瓢尾村 北吉野村 豊田村 廣野村
高梁	岡山縣の内 勝田郡の内 英田郡 勝間田町 勝田町 飯岡村 豊國村 豊並村 梶並村 吉野村 高取村 植月村 公文村 古吉野村 北和氣村 湯郷村 南和氣村
鳥取	鳥取縣の内 鳥取市 岩美郡 氣高郡 八頭郡の内 下私都村 中私都村 上私都村
佐賀	同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氣高郡の内 大和村 神戸村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。 佐賀縣の内 佐賀市 佐賀郡 神埼郡 小城郡の内 南山村 北山村
小城	佐賀縣の内 小城町 牛津町 西多久村 砥川村 多久村 芦刈村 北多久村 村 南多久村 東多久村 三日月

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め、同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、濱町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

熊本県の内	
熊本市	飽託郡
菊池郡の内	
大津町	瀬田村 隣内村 原水村 津田村 合志村 謙川村 平眞城村
西合志村	泗水村 田島村
阿蘇郡の内	
錦野村	山西村
下益城郡の内	
松橋町	當尾村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野部田村 豊福村
豊野村	中山村 墓庄村 豊田村 杉上村 杉合村 守富村
宇土郡の内	
宇土町	轟村 花園村 緑川村 網津村 不知火村 松合町

熊本県の内	
宇土郡の内	
三角町	網田村 大巒村 郡浦村 戸馳村
天草郡の内	
登立町	維和村 中村 上村 湯島村

天草の内	
熊本県の内	
鹿本郡の内	
北合志村	隈府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池村 加茂川村 清泉村
皆村	城北村 龍門村 追間村 水源村 旭野村
阿蘇郡の内	
馬見原町	菅尾村

水俣の内	
熊本県の内	
水俣町	田浦町 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村
葦北郡の内	
伊集院町	佐伊津村 御領村 鬼池村 手野村 城河原村 本村 鐘場村
伊集院町	檜字士村 宮地岳村 中田村 蠕石村 宮地村 大多尾村 楠浦村 志柿村
伊集院町	高戸村 隨島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村 二江町 都呂々村 福連木村
伊集院町	下田村 高瀬村 今津村 阿村 敦良木河内村 姫戸村 大浦村 須子村
伊集院町	上津浦村 下津浦村 楠浦村

同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村 魁浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。	
鹿児島県の内	
日置郡の内	
伊集院町	伊作町 市来町 串木野町 東市來町 上伊集院村 吉利村
伊集院町	郡山村 下伊集院村 日置村 永吉村

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町」を「知覽町 川邊町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。	
同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良村」を「吾平町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村」に改め、同表春畠簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」を「同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内 伊佐澤村」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内 葛巻町 江刈村」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。	
加世田町	川邊郡の内
加世田町	萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村
田布施村	阿多村

岩手県の内

一 関

長島村 舞川村 千厩町 折壁村 矢越村 小梨村 八澤村 大津保村

藤澤町 黄海村 薄衣村 奥玉村 銀清水村 門崎村 松川村 猿澤村

田河津村 藩澤町 遊民村 興田村 長坂村 大原町

同表木暮簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大三澤町」に改め、同表苦小牧簡易裁判所の項を次のよう改める。

北海道の内

苦小牧市

安平村 厚眞村 鶴川村 鶴別村

苦小牧

勇拂郡の内

北海道の内

苦小牧市

北海道の内

苦小牧

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔高橋英吉君登壇〕

○高橋英吉君 ただいま議題と相なりました。戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、法務委員会付託され、一括して審議されました。

そこで、両法律案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を一括して御報告申し上げます。

まず、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案について申し上げます。戸籍手数料の額は、昭和二十二年政令第二百一号で、同年十月一日から五円に増額され、右政令は、本年六月、戸籍手数料の額を定める法律に

切りかえられ、現在に至りました。し

かに、右のように増額しても、物價の騰勢は続いていますから、戸籍の賃本や抄本を作成する実費は約三倍となりました。このままでは、戸籍事務を担当する地方公共團体の財政的負担はたえがたくなり、この際戸籍手数料の額を引上げてもたらいたいという声は、地方公共團体の強い要望となりました。政府もこれを認めて、この法案を提出するに至つたのであります。

さて、この法案の内容は簡単であります。その要点は、閲覧手数料も、戸籍謄本、抄本の交付手数料も、記載事項及び受理の証明手数料も、ともに五円あるのを、十二円に増額しようとするのであります。以上が政府提案の要旨であります。

法務委員会においては、戸籍の賃本、抄本の交付手数料は一枚につき十五円に引上げ、その後はしばらく増額

しないようにしてはどうか、その方が

地方公共團体の財政的負担を軽減するのに役立つし、かつは國民のためによいではないかという意見が出ました。

この意見は、各派共同の修正意見として有力ありました。これに対し政府から、近い将来において十五円くらいに増額するよう考慮し、その準備に着手するという答弁がありました。

かくて、十一月二十六日、法務委員会は、この法案の討論に入り、各党よろづ成の意思表示あり、採決をいたしました。採決の結果、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案は、全会一致で政府原案通り可決した

次第であります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

まず最初に、下級裁判所の設立及び

管轄区域に関する法律の一部を改正す

る法律案につき提案理由及び内容の概略を申し上げますと、第一点は、新しく家庭裁判所が設けられることになりましたことであります。現在、少年事件は少年審判所で、また家庭事件は家庭審

判所で処理されているのであります。が、これらの事件は、事柄の性質上、あたたかい家庭的雰囲気の中で、また國民の協力しやすい、親しみのあるところで、すなわち國民裁判所とともにべきところで取扱うことが、最も適切だと考えられるのであります。しかも今日、日本再建途上において、次代を背負うべき青少年の不良化は、まことに恐るべき傾向を呈しているのであります。この青少年の不良化防止ないしは純化は、國家的一大奥緊事であります。このような認識から出発し、かつ時局の要請にこたえる一

所とを統合し、新しい構想のもとに家

庭裁判所を設けようとするに至つたのであります。この家庭裁判所は、全國を通じ四十九箇所を、地方裁判所のあらところに新しく設置せんとするものであります。現在の地方裁判所とはぼ同等の地位に立つものであります。

従いまして、いわゆる下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所のほか、今回の家庭裁判所を加え四種類となるわけであります。

第二点は、簡易裁判所の管轄区域を二十四箇所にわたつて変更したこと

あります。御承知のように、現在簡易

裁判所は全國に五百五十九箇あります

が、その設立後一年有余の実績にかん

がみ、土地の状況、交通の便否等を考

慮し、今回二十四箇所につき、その管

轄区域の変更を企てたものであります。

もちろん、この変更にあたりまし

ては、地元の関係市町村や関係官公署

同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍上村」を「龍上町」に、同表留萌簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐呂間村」を「佐呂間郡」に改め、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大忍村」を「香宗村 山南村 富家村 德王子村」に、同表室蘭簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大村 清水町 伊豆田村 三崎村 川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生村」を「金生町」に改める。

1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則

る。よつて本院は、國と地方公共團體との緊密な連絡をはかるとともに、地方自治行政及び財政を統一的に所轄し、國家公益と地方自治権との調和をはかるべき、強力かつ民主的な地方自治総合連絡調整機関の急速な設置を期す。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 不當財産取引調査特別委員会における調査の中間報告

○副議長(田中萬逸君) この際不當財産取引調査特別委員会における調査の中間報告を求めます。不當財産取引調査特別委員長武藤運十郎君。

〔武藤運十郎君登壇〕
○武藤運十郎君 十月中における不當財産取引調査特別委員会の調査審議の状況を御報告申し上げたいと存じます。

十月十一日第三國会が開会せられると同時に、第二國会において設置せられた不當財産取引調査に関する特別委員会とまったく同一の委員会が設置せられ、前委員会において調査審

議中の案件は、引続き本委員会において調査を続行することにいたしました。去る六月三十日、第二國会の本会議において御報告をいたしました以後の調査は、休会中のため議長あてに書面報告をいたしておきましたが、本日、重要な部分はあわせてこれを御報告申し上げたいと存じます。

前回御報告申し上げました以後における本委員会の調査審議の主要なる案件は、一、兵器処理問題についての眞相明確化、二、石炭國管問題に関する調査、三、佐世保地区における戻還減物資に関する問題の調査、四、復金融資に關連せる昭和電工問題の調査、五、大口やみ利得者に対する調査、六、官公吏の汚職に関する調査、七、艦艇解撤に關する調査などであります。右のうち、復金融資に關する調査、官公吏の汚職に関する調査及び艦艇解撤に関する調査等は、それなく小委員会を設け、目下調査の途上であります。いまだ御報告を申し上げる段階に達しておりません。兵器処理問題及び佐世保地区における戻還減物資問題は、一應調査が終結いたしました。また石炭國管問題につきましては、いまだ調査は緒論の段階ともいふべき程度であります。一應中間的に御報告を申し上げたいと存じます。

第一。まず兵器処理問題に関する調査結果の概要を申し上げます。

兵器処理に関する調査は、すでに第一國会に設置せられた戻還減物資等に関する特別委員会において取上げられ、引続き第二回國会における不當財産取引調査特別委員会において調査を続行し、約十箇月にわたって厖大な資料を精査し、また現地を視察して綿密なる調査を行い、並々ならぬ努力を傾倒いたしました。本委員会に証人として聞問しました者は、東久邇稔彦君外五十名であります。委員会を開き、眞相明確に努めました。が、何分にも終戦直後の混亂時に際しての処分状況は、今日においては確實なる資料に乏しく、かつ兵器処理による物品は特殊の用途に限定せられたものが多いため、全般にわたる詳細克明なる調査は、そこらる困難をきわめました。本委員会といたしましては、調査の理由及びその眼目を次の諸点に置いております。

一、國民の血と汗とによつてあがなわれた莫大な兵器の処理が、はたして再建日本の經濟復興と民生安定とに対してどれだけ寄與したか、その点を明白にする必要がある。

二、終戦時における軍保有物資の数量を明かにし、その処分状況の当否を明確し、もつて責任の所在を明白にする必要がある。

三、兵器処理機構の実情を調査し、兵器処理に関する經理及び業務実施についての当否を究明する必要がある。

四、兵器処理委員会結成の経緯と、代行五社選定の事情を解明する必要がある。

五、兵器処理に関する関係者の背任横領等の犯罪事實を明確し、監督上の責任を明らかにする必要がある。

以上の見地において調査いたしましたが、その結果、概要次のとおり結論に到達いたしました。

一、終戦直前の八月十四日、鈴木内閣は、敗戦に處する緊急対策として、昭和二十年八月十四日閣議決定、軍その他の保有する軍需用保有物資の緊急処分の件はこれを廃止し、との閣議決定は、完全に憲法並びにその他の法令を無視するものであります。さらに陸海軍高級官僚が、自己の責任を追及せらるることを恐れ、これを緩和し、かつ將來もその勢力を保有するため、國家の財産を不当に処置せんとする意図したものであります。その責任の糾明は、政治的にも、司法行政的にも、断固たる処置に出すべきものと信ずるのであります。右閣議の決定に従ふるに、陸海軍はすみやかに國民生活安定のために寄與し、もつて積極的に軍民離間の間隙を防止するため、軍保有資材及び物資等につき隠密裡に緊急処分方措置す、なお陸海軍以外の政府所管物資等についても、右に准ず、ということが記述してあります。かかる処置は、軍官僚が責任を負ふるものであり、一部の軍人に至つては、故意に不正行為をあえてしております。かかる処置は、軍官僚が責任を免れるための形式的処置であります。かかるものであつたかを立証して余ります。

りあるものといわなければなりません。(拍手)

三、同年九月二十四日、連合軍最高

司令部の管轄に基き、兵器及び軍需物資が日本の経済復興及び民生安定のために返還せらることになり、これが受領官廳として内務省が指定せられました。内務省は調査部を設けてその事務を担当いたしましたが、この業務は相当廣汎にして困難な仕事であります。しかしながら、当時の政府要路者は、この重要任務についての十分なる認識と関心を欠き、これを等閑視していたきらいがあつて、その人員、予算等についても貧弱をきわめ、多くはあげて地方長官に実施業務を委任せざるを得なかつたのであります。しかも地方政府は、中央の監督の手薄に乘じ、独断的措置を専行して、一部腐敗官僚と不正業者との結託により拂下げ処分が行われ、各地に戻退減物資を生む間隙を與えたのであります。もし当時の政府、特に内務省と商工省が、返還物資に関する業務を重要視し、すみやかに陣容を整備して十分に地方廳、兵器処理委員会並びに代行五社の兵器処理部を指揮監督いたしよしたならば、日本経済の復興と民生安定のために一層の実効をあげ得たと考えられるのであります。いかに当時の政府及び地方廳がまつたく政治並びに行政の責任を放擲し、利己的行爲をたくましくしたものであるかが立証せられます。今後、こ

の問題は別個の問題として、本委員会が精力的にかつ徹底的に處理すべきことを痛感するのであります。(拍手)

四、兵器処理の機構について

和二十年十一月五日、特殊物件処理委員会において解体兵器等の処理機構に決定せられたのであります。すなわち、鉄のスクラップについては日本製鐵、日本鋼管の二社、非鉄金属については神戸製鋼、扶桑金属、古河電氣の三社にそれべく分担処理せしむることとし、この五社を組合員として、いわゆる兵器処理委員会を結成せしめたのであります。しかしながら、この兵器処理委員会の結成は、明らかに憲法並びにその他の法令に違反するものであり、不正の行政行爲であることは、論選定についても公正を欠いた点がすぐる多く、これを一々的確に指摘しなければならないのであります。五社の選定についても公正を欠いた点がすぐる多く、これを一々的確に指摘しなればならないのであります。現在の委員会の組織をもつてしては、ほとんど不可能に近いのであります。さらにはほとんど代行五社に利益を與える機関となつたのであります。しかも、こゝに、政府のこの委員会に対する監督が弱いて不十分であつたため、委員会はほとんど代行五社に利益を與える機関となつたのであります。しかも、こ

なすべき事態が発生したのであります。兵器拂下げにつき、政府が一括して兵器処理委員会に拂下げをなしたことは、右のごとく兵器処理機構が定められた以上当然のことではあります。

五、拂下げ契約において、代金決

済の方法を長く不確定の状態に置いたために、經費の支出が放漫に流れただりがあり、またその他の点についても契約の内容が不十分であつたのであります。しかしながら、この兵器処理委員会が莫大な兵器を处理しながら、ほとんど利益をあげ得るために兵器処理委員会が莫大な兵器を处理しながら、ほとんど利益をあげ得るために兵器処理委員会が莫大な兵器を

五社に代行せしむることとして、委員会と五社代表者との間に業務実行契約を締結し、五社は各自独立の兵器処理委員会が設けられて、各社本來の会計と、独立した特別会計において經理せられたのであります。

六、拂下げ契約における調査の中間報告

兵器処理委員会が回収した兵器の実際の數量は約百三十万トンであります。他方、在庫の数が、終戦時に存在した兵器の數量がこの程度であつたかどうかについては、各関係方面にわたり銳意調査を進めましたが、残存兵器の總量を正確に把握することは、今日に至つてはほとんど不可能のこととなり、その調査の目的を達することのできなかつてあります。

以上、業務実施の結論として、兵器処理委員会が國家に與えた損益につき一言すれば、拂下げ契約の解除により、約五十万トンの回収物件を政府に拂下げ並びに配分については、商工省の指示または監督の下に、中央配分と地方配分とにわけ、それべく処理要領に基いて処理したのでありますが、

七、拂下げ契約による損益の算定

これらの業務実施のあとを監察して言いた得ることは、解体作業費につき、請負業者らの一方的過大見積りを容認してその支出をなしたことや、拂下げ需要者が、中央配分として兵器処理特別委員会または商工省鉱山局長の承認を得べきものを、故意に小口に数回にわけて地方配分とし、地方商工局長の承認を得てその目的を達しているなどとともに、これが業務実施につき、一ヶ月八、九千万円の諸経費を要するがごときやり方に対しても、万全の監督をなすべきものと考るるのであります。兵器処理委員会が、引継ぎまでの処理において、二億六千万円の未收の経費支出をなしたことは、從來の経費支出が放漫のために、かかる結果を招來したとも言い得るのですが、

一面、脅迫、銅金屬、再生塊の各公定價格が、業界の実情に沿わぬ、著しい低廉であつたことにもよるのであります。して、價格設定に関する行政的措置の不注意、怠慢によることも、また國家に不利益を與えた有力な原因と言わなければなりません。

ちなみに、兵器処理委員会が兵器處理に関し不正不當と認められる主要な事實を指摘すれば、交際費その他の名義を使用して支出の濫費をしたこと、会社のプロバーには特に安價に拂い上げたこと、ジユラルミンの再生総費の不当支拂いをしたこと、拂下兵器の横流しをしたことなどがあります。

第二。次に石炭國管問題に関する調査審議の現況を申し述べます。

石炭國管問題については、すでに一年以前、石炭國管案が議会上に上程せられた當時より、業者の猛烈なる運動の裏に大規模な買収、變應等の醜事実のあることが、廣く世間に流布せられておりました。しかしながら、疑惑の中は、國權の最高機關たる國會議員に關する贈收賄であり、國会内における議決権の賣買ともいべきものでありますから、本質的には、檢察廳がつとめられています。にもかかわらず、その規模の大なる、その手段の巧妙なる点において、今日まで、あえて手を入れることができなかつたのであります。

しかしながら、みずから手によつて

政界の淨化をはからんとするわが不当財産取引調査特別委員会は、政界の出血を覺悟の上で、断固この石炭國管問題の調査に着手したのであります。

(拍手)

委員会としては、これを徹底的に究明するため、日本石炭鉱業会関係業者及び運動の拠点と目せられる旅館等より資料の提出を求めて、鋭意調査を続行いたして参りました。本委員会は、九月一日以降十月十四日に至る間十回にわたる委員会において、山川良一君外三十九名を証人として喚問し、その証言を求めて、眞相究明に努力を傾倒したのであります。元來、本件事案は、國會議員の瀕職に関する疑惑に指向せられた刑事問題に直結する調査審議でありますから、公開せられた委員会における証言のみによつて眞実を発見しようとすることは、隔靴搔痒の感じがありますから、けだしやむを得ないところであります。従つて、本件に関する調査の現況は、序論とも言うべき程度のものであります。がしかし、この序論の程度においても、すでに國管反対運動の資金に関しても疑惑を包まれた様相が露呈しております。

一方、九州方面の炭鉱業者は、かかる運動もなお手ぬるしとして、九州方面炭鉱業者より、同年六月分出炭量一トン当たり十円の割合による運動費を賦課徵收し、さらに前月分出炭量に対するトン当たり二円の割合によつて徵收する検察廳の十分なる搜査に信頼して、

したが個人として友人より借り入れた十万円をもつてまかなかつたと証言しております。(拍手)

昭和二十二年六月中旬、商工大臣より炭鉱業者に臨時石炭鉱業管理法案が提示せられて、この案の立法化が進められや、全國炭鉱業者は、炭鉱經營の棚上げなりとして強力に反対運動を展開しました。なかんずく、同法案が閣議決定を経て衆議院に提出せられるに及んで、全國炭鉱業者の反対運動はいよいよ尖鋭化し、日本石炭鉱業会は、理事会、総代会を開いて、正式に反対決議をなし、これに呼應して、北海道、東部、西部、九州の各地域別石炭鉱業会もまたこれと同一歩調をとつて、連日多數の自動車を借り切り、各政黨等に反対陳情をなすとともに、この間、龍名館、日本石炭鉱業会事務所を運動の拠点として、料亭等にも出入りし、運動目的達成に奔走したのであります。

この間、日本自由党は石炭國管対策委員会を設置し、植原悦二郎君が委員長となり、所屬議員数名を二班として數班を編成し、北海道、常磐、西部、九州の各方面の炭鉱の実地視察におもわきましたが、その際、視察者一名につき三千円ないし五千円の手当を支給しました。しかしてこの費用は、植原

検察廳を激励し、かつその搜査の状況

を注視しつつ、適當な時期に再び委員会を開催するつもりであります。(拍手)

本委員会における今日までの調査の概要を申せば、次の通りであります。

昭和二十二年六月十四日

を注視しつつ、適當な時期に再び委員会を開催するつもりであります。(拍手)

一方、民主党においては、當時の党員を申せば、次の通りであります。

昭和二十二年六月十四日

を注視しつつ、適當な時期に再び委員会を開催するつもりであります。(拍手)

一方、民主黨においては、當時の党員を申せば、次の通りであります。

昭和二十二年六月十四日

を注視しつつ、適當な時期に再び委員会を開催するつもりであります。(拍手)

一方、民主黨においては、當時の党員を申せば、次の通りであります。

昭和二十二年六月十四日

炭鉱業会がいかに活発に反対運動をなしていったかをうかがい得るのであります。また、九州石炭鉱業会所属の業者は、昭和二十二年七月より同年十二月に至る約半年の長期にわたり、交互に上京滞在して、それ／＼反対運動を続けたのであります。特に、北九州地区のいわゆる旧互助会のメンバーが、北九州石炭株式会社の職員とともに尽力をあげて活躍したことは顯著であります。その運動の指導者と目すべきものは、武内禮藏、木曾重義、原口秀雄、上田清次郎、田籠寅吉、野見山佐一の諸君であります。その他、藤井則文、橋上保、渡邊正夫、田籠勝、有吉満の諸君等三十数名の石炭業者が、これに協力して活発に動いたと思われる所以であります。

以上、石炭國管反対運動に関する調査の緒論的段階における概要を中間報告をいたしましたが、本問題の今後における本格的展開の後に、さらに詳細なる報告をいたしたいと存じます。(拍手)

第三。次に佐世保地区における隠退藏物資に関する調査について、その概要を申し述べます。

本件につき、本委員会は、本年七月以降九月に至る間に、北村徳太郎君外八名の証人を喚問して、長崎縣佐世保地区における佐世保船舶工業株式会社をめぐる隠退藏物資等に関し証言を求めて、真相を調査いたしたのであります。

佐世保船舶工業株式会社は、北村氏が社長當時、社長あてになされた連合軍總司令部の指令に基き、昭和二十二年七月十五日現在における非鉄金属の在庫数量を報告すべきことになつておつたのでありますが、同社が同年九月二十二日附で届出をなした報告には、非鉄金属が、当時の價格にして約四百万円が漏れており、その物品は、起重機を使用して航空母艦隼鷹を解体した船底に隠匿したり、または倉庫、地下室等を轉々として隠匿した事実があるのではありません。この点並びに隠退藏物資の摘発は、現在検察院で捜査を継続し、多大の成果を收めつつあります。

また佐世保船舶工業株式会社は、航空母艦隼鷹ほか三十一隻を解撤しておりましたが、しかしながら大蔵省においては、二十五隻の解体を許可したのみでありますから、六隻の不当処分の事実があり、さらに解撤後の轉活用資材並びにスクラップの処分につき、許可を得ずして賣却した疑いがあるので、この点につき目下調査中であります。

二、不當融資問題、第三、子会社問題としては、第一、乗つ取り問題、第二の三段階に調査の基本方針を置いて、目下、第一段階たる乗つ取り問題の究明に主力を注いでいる次第であります。

二、官公吏汚職調査。われ／＼は、本件に關連して、艦艇解撤につき繼續して調査を進める必要がありますので、本委員会に艦艇解撤に関する調査の小委員会を設けて調査を続行することとし、

なお、佐世保地区隠退藏物資問題については、佐世保地区における隠退藏物資に關する調査の中間報告を打切つた次第であります。

本件につき、本委員会は、本年七月以降九月に至る間に、北村徳太郎君外八名の証人を喚問して、長崎縣佐世保地区における佐世保船舶工業株式会社をめぐる隠退藏物資等に関し証言を求めて、真相を調査いたしたのであります。

本件につき、本委員会は、本年七月以降九月に至る間に、北村徳太郎君外八名の証人を喚問して、長崎縣佐世保地区における佐世保船舶工業株式会社をめぐる隠退藏物資等に関し証言を求めて、真相を調査いたしたのであります。

佐世保地区における隠退藏物資問題については、佐世保地区における隠退藏物資に關する調査の中間報告を打切つた次第であります。

炭鉱業会がいかに活発に反対運動をなすが、その概略は次の通りであります。また、佐世保地区隠退藏物資問題に關連して、同地区土建業者に相当多額の政治資金が選舉に際し化という大事業があります。明治以来より日本政界に根強くわだかまるものは撤布された疑いのあることは、まことに遺憾とするところであります。

第四。最後に、目下調査の途上であつて、報告の段階に達してはおりませんが、昭和電工問題、官公吏等の汚職調査及び大口やみ利得者の調査について、調査の目的と方針等に關し附言しておきたいと存じます。

一、昭和電工問題。昭和電工問題は、復金不當融資究明の一環としてその調査に着手したものであります。本委員会における基礎調査の進むに從つて、同社に対する不當融資に關してのみならず、同社前社長森曉氏の退任と、新社長日野原節三氏の就任とを通じて、同社乗つ取りの疑いがあり、また日野原氏就任後における子会社の経営その他についても、また大なる疑惑を持つに至りました。よつて本委員会としては、第一、乗つ取り問題、第二

の三段階に調査の基本方針を置いて、目下、第一段階たる乗つ取り問題の究明に主力を注いでいる次第であります。

三、大口やみ利得の調査。終戦當時無一物であつたものが、わずか一、二年のうちに數億の巨富をたくわえた例を、われ／＼は目撃するのであります。しかしながら、かかる巨富は、日曜であります。定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

○副議長(田中萬逸君) 明二十八日は午後七時五十九分散会

年曜であります。定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

出席國務大臣
内閣總理大臣
臨時代理大臣
農林大臣
厚生大臣
運輸大臣
國務大臣
殖田俊吉君
國務大臣
周東英雄君
國務大臣
増田甲子七君
國務大臣
小澤佐重喜君
國務大臣
岩本信行君
國務大臣
森幸太郎君

ります。なおまた、佐世保地区隠退藏物資問題に關連して、同地区土建業者に相当多額の政治資金が選舉に際し化という大事業があります。明治以来より日本政界に根強くわだかまるものは撤布された疑いのあることは、まことに遺憾とするところであります。

第五。最後に、目下調査の途上であつて、報告の段階に達してはおりませんが、昭和電工問題、官公吏等の汚職調査及び大口やみ利得者の調査について、調査の目的と方針等に關し附言しておきたいと存じます。

一、昭和電工問題。昭和電工問題は、軍閥と抱合して、遂に誤れる太平洋戦争を起した元凶と言わなければなりません。(拍手)ことに、戦時、戦後を通じて強化された官僚統制は、行政のあらゆる部面において官僚の介入を必要とし、当然そこに、はなはだしい腐敗を結果としたことは、何人といえども疑いをいれないところであります。今にしてこの腐敗を剔除し、これを通じて強化された官僚統制は、行政のあらゆる部面において官僚の介入を必要とし、当然そこに、はなはだしい志勇氏の現地調査のため、数回にわたり委員を派遣して調査の実績をあげつておきたいと存じます。

以上で報告を終りますが、なお兵器処理問題並びに石炭國管問題については、近く文書によつて詳細な御報告をいたすことにしておりますので、本日の報告は、ただその概要にとどめた次第であります。(拍手)この観点に立つて、本委員会は断固官公吏の汚職調査に着手し、すでに小委員会を設けて、目下着々としてその基礎調査を進めております。

三、本委員会は断固官公吏の汚職調査に着手し、すでに小委員会を設けて、目下着々としてその基礎調査を進めております。

○副議長(田中萬逸君) 明二十八日は午曜であります。定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

出席國務大臣
内閣總理大臣
臨時代理大臣
農林大臣
厚生大臣
運輸大臣
國務大臣
殖田俊吉君
國務大臣
周東英雄君
國務大臣
増田甲子七君
國務大臣
小澤佐重喜君
國務大臣
岩本信行君
國務大臣
森幸太郎君

原因を調査して、正直者がばかを見ないう社会道義を確立すると同時に、かかるやみ利得は、これを遺憾なく捕捉して、もつて勤労階級の負担軽減に資せんとするものであります。本問題については、小委員会を設けて鋭意基礎調査に従うと同時に、すでに、奈良県下における大口やみ利得者として井伊貴志男氏の現地調査のため、数回にわたり委員を派遣して調査の実績をあげつておきたいと存じます。

以上で報告を終りますが、なお兵器処理問題並びに石炭國管問題については、近く文書によつて詳細な御報告をいたすことにしておりますので、本日の報告は、ただその概要にとどめた次第であります。

以上で報告を終りますが、なお兵器処理問題並びに石炭國管問題については、近く文書によつて詳細な御報告をいたすことにしておりますので、本日の報告は、ただその概要にとどめた次第であります。

出席政府委員

今井登志喜君（佐々木吉郎 君補欠）

君補欠）

検務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 高橋 一郎君

法務廳事務官 佐藤 達夫君

法務廳事務官 林 修三君

法務廳事務官 高辻 正巳君

法務廳事務官 古橋浦四郎君

大藏政務次官 塚田十一郎君

大藏次官 野田 那一君

大藏事務官 河野 通一君

農林事務官 平田 左武郎君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

過度経済力集中排除法の一部を改正する法律

馬匹去勢法を廢止する法律

國立國語研究所設置法

一、昨二十六日本院は皇室會議及び皇室經濟會議の補欠予備議員を次の通り選任し、且つ予備議員の職務を行う順序は頭書の通り決定した旨内閣に通知した。

皇室會議の予備議員 第一衆議院議員 橋貝 誠三君 第二回 同 木村小左衛門君 皇室經濟會議の予備議員 第一衆議院議員 橋貝 誠三君 第二回 同 木村小左衛門君

一、吉田内閣總理大臣から松岡議長宛、去る二十五日議長において承認した渡邊誠外五名を昨二十六日政府

委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十六日常任委員会において、その旨参議院に通知した。

委員 金子 武麿君（岡正雄君補欠） 理事 今井 耕君 大原 博夫君

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

院提出案は次の通りである。引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

予備委員 塩坂 雄策君（岡正雄君補欠）

内閣委員 片島 港君

人事委員 船田 享二君

厚生委員 大石 武一君

労働委員 大島 多藏君

予算委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

人事委員 大島 多藏君

厚生委員 鈴木 正文君

労働委員 勝間田清一君

船田 享二君 大石 武一君

予算委員 片島 港君

商工事務官 大島 多藏君

君補欠）

資産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に關する法律案

内閣提出案は次の通りである。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

予算委員 片島 港君

内閣委員 船田 享二君

人事委員 大石 武一君

厚生委員 大島 多藏君

労働委員 大島 多藏君

予算委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

人事委員 大島 多藏君

厚生委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

船田 享二君 大石 武一君

予算委員 片島 港君

商工事務官 大島 多藏君

君補欠）

内閣提出案は次の通りである。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

予算委員 片島 港君

内閣委員 船田 享二君

人事委員 大石 武一君

厚生委員 大島 多藏君

労働委員 大島 多藏君

予算委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

人事委員 大島 多藏君

厚生委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

船田 享二君 大石 武一君

予算委員 片島 港君

商工事務官 大島 多藏君

君補欠）

内閣提出案は次の通りである。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

予算委員 片島 港君

内閣委員 船田 享二君

人事委員 大石 武一君

厚生委員 大島 多藏君

労働委員 大島 多藏君

予算委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

人事委員 大島 多藏君

厚生委員 鈴木 正文君

内閣委員 勝間田清一君

船田 享二君 大石 武一君

予算委員 片島 港君

商工事務官 大島 多藏君

君補欠）

君補欠）